# 資 料 編

- 1. 日本における「自営的雇用」
- 2. 各国における雇用・自営関係についての法的判断基準
- 3. 日本における「雇用的自営」分野の先行調査研究
- 4. 裁判例リスト
- 5. 調査票:業務委託契約従事者の活用実態に関する調査
- 6. 業務委託契約従事者調査の自由回答
- 7. 調査票:NPO法人における能力開発と雇用創出に関する実態調査
- 8.「NPO法人における能力開発と雇用創出に関する実態調査」基礎クロス集計

## 裁判例リスト

# 1-1. 労働基準法上の労働者性、最高裁判所判決

事件名	裁判所	判決年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性等
安田病院事件	最高裁 第三 小法廷	平 10.9.8 判決	労判 745-7	医業	付添婦	労働契約の成立・解雇	労働契約性
同上	大阪 高裁	平 10.2.18 判決	労判 744-63	同上	同上	同上	労働契約性 肯定
同上	大阪 地裁	平 9.2.17 判決	労判 715-70	同上	同上	同上	労働契約性 否定
横浜南労基 署長(旭紙 業)事件	最高裁 第一 小法廷	平 8.11.28 判決	労判 714-14	運送業	傭車 運転手	労災保険法上の 療養給付不支給 決定の適法性	否定
同上	東京高裁	平 6.11.24 判決	労判 714-16	同上	同上	同上	否定
同上	横浜地裁	平 5.6.17 判決	労判 643-71	同上	同上	同上	肯定
興栄社事件	最高裁第一 小法廷	平 7.2.9 判決	労判 681-19	印刷業	有限責任 社員	合資会社の有限 責任社員(専務取 締役)への退職金 規定の適用の 有無	適用あり
同上	福岡高裁	平 6.7.14 判決	労判 681-20	同上	同上	同上	同上
同上	大分 地裁	平 5.9.17 判決	労判 681-21	同上	同上	同上	同上
日田労基署長事件	最高裁 第三 小法廷	平元.10.17	労判 556-88	製材業	山仙頭	労働者性	否定
同上	福岡高裁	昭 63.1.28 判決	労判 512-53	同上	同上	同上	否定

同上	大分 地裁	昭 61.2.10 判決	労判 469-21	同上	同上	同上	否定
前田製菓事件	最高裁 第二 小法廷	昭 56.5.11 判決	判時 1009-124	製菓業	従業員 兼務 取締役	退職慰労金規定適用の有無	一部認容 (部分的 適用あり)
同上	大阪 高裁	昭 53.8.31 判決	判時 918-114	同上	同上	同上	同上
同上	大阪 地裁	昭 52.9.30 判決	判例集未 登載	同上	同上	同上	
河口宅地造成事件	最高裁第二 小法廷	昭 41.4.22 判決	民集 20-4-792	建設業	石工	災害補償金請求	肯定
同上	広島 高裁	昭 39.11.6 判決	民集 20-4-802	同上	同上	同上	肯定
同上	岡山 地裁	昭 38.1.17 判決	民集 20-4-796	同上	同上	同上	肯定
大平製紙事件	最高裁 第二 小法廷	昭 37.5.18 判決	民集 16-5-1108	製紙業	嘱託 研究員	雇用関係存在 確認、解雇無効、 賃金請求	肯定
同上	東京高裁	昭 35.2.10 判決	民集 16-5-1128	同上	同上	同上	肯定。請求 認容、解雇 無効。
同上	東京地裁	昭 34.7.14 判決	民集 16-5-1114	同上	同上	同上	肯定。 但し請求は 棄却。
山崎証券事件	最高裁第一 小法廷	昭 36.5.25 判決	民集 15-5-1322	証券業	証券 外務員	外務員契約は労働契約か委任契約か。労基法 20条適用の有無	委任または 委任類似の 契約ゆえ適 用なし
同上	名古屋 高裁	昭 33.9.4 判決	民集 15-5-1329	同上	同上	同上	
同上			判例集 未登載	同上	同上	同上	

1-2. 最高裁判所判決要旨等(「労働者」性・「労働(雇用)契約」性(「使用従属関係」)に関するもの)】

### Ⅰ 安田病院事件・最高裁第三小法廷平成10年9月8日判決(労判745号7頁)

### 1. 判旨概要

原判決認容。以下、原判決理由の趣旨。就業にいたる過程や病院における実際の就業及び指揮命令 関係を、労働契約成立を基礎付ける当事者意思において「積極的に」解し、労働契約性を肯定した。 また、付添婦紹介所と病院との実質的一体性を重視しつつ、就業実態から労働契約の成立を認めた。

#### 2. 本件の特徴

- ・付添婦の雇用関係の法的性格についてはじめて示された最高裁判断であること。
- ・また、社外工類似の事案に関する最高裁判決であり、かつ、付添婦と患者との間に契約関係が存していたか否かという複雑な問題をも含む限界的な事案。
- ・複数当事者間の法的関係をめぐる紛争としての先例的意義があると同時に、医療・福祉分野が今後 成長するに従って増加するであろう法的紛争に対する指標の一つになりうる。

### Ⅱ 横浜南労基署長(旭紙業)事件・最高裁第一小法廷平成8年11月28日判決(労判714号14頁)

### 1. 認定事実概要

- ①業務遂行に関する指示は、運送物品、運送先及び納入時刻に限られ、一回の運送業務終了後に別の 業務を指示されることはなかった。
- ②始業終業時刻が定められていたわけではなく、運送業務終了後は翌日の指示を受けて宵積みをして 帰宅し、翌日出社することなく翌日の運送先へと直行。
- ③報酬は出来高払い。
- ④トラック購入代金をはじめ、運送業務にかかる諸経費は上告人が負担していた。
- ⑤公租公課は報酬から控除されず、報酬を事業所得として確定申告していた。

### 2. 判旨概要

- ①トラック (周辺機材併せて290万円) を所有し、自己の危険と計算の下に運送業務に従事。
- ②特段の指揮監督関係なし。
- ③時間的場所的拘束の程度は一般従業員に比べてはるかに緩やか。
- ④報酬の支払方法、公租公課の負担についても労働者性なし。
- ⑤専属性があり、拒否の自由なく、運送係の指示によって始業終業時刻が事実上決定されること、運 賃(報酬)はトラック協会が定める運送料よりも一割五分低いことを考慮しても、労基法上の労働 者には該当しない。

### 3. 本件の特徴

- ①事例判断 (一般的判断基準を示していないということ)
- ②傭車運転手に関する初の最高裁判断
- ③「労働者性」は事実・状況から客観的に定まるとの含意(おそらくは労基法の強行刑罰法規という性格が理由)
- ④「労働者性」判断の基準を狭く解していること
- ⑤なお、「事業者性」を判断する過程で、高価な自己所有の車を自費購入(約300万円)して持ち込んでいる点が考慮されているが、自立的就業者をターゲットに考える時、この点が「労働者性」を否定する判断材料として作用する「事業者性」において重視されるならば、使用機材の価額、購入経緯、就業の過程における必要度・重要度について検討してみる必要があるのではないだろうか(要するに本件判決の射程の問題)。

### 4. 評釈

肯定的な評価は皆無。むしろ、外形的形式的判断が行われている点で疑問(傭車運転手の就業実態が等閑視されている)、この点に関して考慮要素が欠落していて検討が不十分、労基研報告が示した判断基準を当てはめるに当たっての判断基準相互間の関係が不明確、などの問題が指摘されている。以下、各評釈のポイント。

・他の下級審判決と異なり、事業者性の推認を前提とするような構成を採っている点が特徴的。当該就業者が事業組織に不可欠なものとしていかに事業に組み込まれているか否かが重要な判断要素であり、そうすることで当事者間の力関係の不均衡を労働法的評価の中に取り込むことができるのだから、

この点について言及のない本件判決は理論的に疑問(青野覚・季刊労働法 184 号 177 頁)

- ・使用従属関係と事業者性の判断順序が逆転している。就労形態の点では自社運転手と傭者運転手で異なることはなく、運転手の事業への組み込み程度も実際上は同じであるから、従属性が相対的に希薄であることは事業者性を高めるという補完関係にはない。労災保険法の立法目的に従って労働者性を判断すべきであり、この点で労基法上の労働者性と同じであることの是非が問題にされる必要がある(遠藤隆久・法律時報70巻4号119頁)。
- ・事業者性と使用従属関係の相関関係が不明であるという意味で判旨疑問。しかし、この相関的評価基準は必要。但し、契約形式選択の自由権が濫用的に行使された場合は選択された法的効果に代わって回避された法規範が当該法律関係に強制的に適用されると考えるべき。そこで、事業者性判断に当たっては、労働契約の締結可能性、当該就業形態が企業経営政策の基づいていたことの有無、契約締結過程における有利不利を判断する十分な情報提供の有無、報酬決定における公平性の確保の有無、の検討が必要であった(あるいは今後必要とされるべき)(鎌田耕一・労働法律旬報 1422 号 21 頁)。
- ・一審と原審・本件で結論を分けたのは事実認定の差である。運送業務の性質上、類似事案で労働者性は否定されることになる(西村健一郎・判例評論 463 号 59 頁(判例時報 1606 号 221 頁))。
- ・外形的形式的な事実を重視しすぎている。機械的演繹的な判断によって法本来の趣旨を逸脱した不公 正な結論が導かれる可能性(水町勇一郎・別冊ジュリスト153号社会保障判例百選第三版94頁)。
- ・すべての事例に共通する評価基準の確立は難しく、個々の職業や活動ごとに定立する他ない。本件については、一般労働者との対比によって厳格に判断することを示しており影響が大きい。労働者性判断において当事者意思を考慮すべき場合がないかを検討する必要がある(柳屋孝安・別冊ジュリスト165号労働判例百選第七版4頁)。
- ・従来の判断枠組みに変更なく、総合判断に力点が置かれている。使用従属性と事業者性にかかる事実と判断が雑然と並列的に記述されているに過ぎない。使用従属性の判断のみでは不十分で、事業組織への組み込みが重要な判断要素とされるべきだが、本判決では言及がなされていない点で特徴的。運転手の企業政策上の地位や契約締結の経緯、労働契約締結可能性の検討が必要だが、この点についても何ら述べられていない。また、事業者性判断において事故の計算によって収入を増やすことができるのかという裁量性も考慮されるべきで、傭者運転手に共通して認められる運送経費負担という事実は労働者性を否定する事実としては不十分。原審において述べられていた当事者意思あるいは主観的要素という上告理由を最高裁は排したようにみられるが、原審も主観的要素は客観的事実から推認される限りで問題とされているので、労働者性判断の客観的性格と相容れないものではない(藤原稔弘・日本労働法学会誌 91 号 138 頁)。
- ・当事者間の合意から労働者性を判断することは現行法の下では困難(筆者の理解では、本件原審及び 幾つかの裁判例においては、当事者意思を補充的考慮要素として用いていたが、本件ではこれを否定 したとみられる)(山川隆一・荒木尚志・日本労働研究雑誌 450 号 4 頁)。

### Ⅲ 興栄社事件·最高裁第一小法廷平成7年2月9日判決(労判681号19頁)

### 1. 認定事実概要

事実上会社代表者と同様の職務を行っていたが、法的には代表者や業務執行者ではなく、給与や各種保険については他の従業員と同様に取り扱われていた。

### 2. 判旨概要

- ①本件退職金規定の適用がある従業員に該当するか否かは、労働関係法における労働者であるか否かとは必ずしも同一である必要はなく、報酬が役務提供への対象として定期的に支払われていたかに基づいて判断すべきであって、従属性の有無や契約の形式は関係がない。
- ②事実上会社代表者と同様の職務を行っていたが、法的には代表者や業務執行者ではなく、給与や各種保険については他の従業員と同様に取り扱われていたので、退職金規定の適用がある。

### 3. 本件の特徴

- ①人的会社において事実上会社を代表する者に対する退職金規定の適用に関する初めて最高裁判決であり、かつ、その支払が肯定された事案であること。先例としては、後掲前田製菓事件判決(物的会社たる株式会社取締役からの退職金請求を認容)がある。
- ②賃金に関しては、(おそらく)(労働・委任・労務供給)契約上、支払義務を有するか否かを判断するために指揮命令関係=報酬の労務対償性が問題にされるに過ぎず、労基法等における厳格で客観的な判断を要する「労働者」ないし「使用従属関係」は問題とされていない。
- ③なお、人的関係に基づいて比較的小規模で起業することが将来的に徐々に増加してくることになれば、本事案は参照されるべき一事例になりうるのではないかと思われる。
  - \*「合資会社」:無限責任社員と有限責任社員から構成される人的会社(資本による結びつきよりも人的結びつきの強い会社のこと。⇔物的会社。商法 146条)。特別の定めがない限り、原

則として、もう一つの人的会社である合名会社の規定が進用される(商法147条)。

\*「有限責任社員」: この社員が会社に出資している額を限度として、会社債権者に対する直接の、他の社員と連帯した責任を有している社員のこと(商法 157 条 1 項本文)。業務執行権及び代表権はない(商法 156 条)。この点、無限責任社員とは異なる。なお、合名会社の社員は、無限責任社員であり、業務執行権及び代表権を有する。

# IV 日田労基署長事件・最高裁第 小法廷平成元年 10 月 17 日判決 (労判 556 号 88 頁) 判旨概要

就業実態から使用従属関係を否定し、その裏面で事業者性が濃いと判断。請求棄却。亡Aは「相当高価でかつかなりの機械装置である集材機 (中古。新規購入ならば500 万円程度)を保有、使用し、その指揮下にある山林作業員ら数名と共に、複数の製材所等の依頼を受け、集運材作業を専門に山林作業に従事してきたものであり、右集材機を保有するのはグループで亡Aだけであり、作業の代償も亡Aが一括して依頼主から受領し、一定の配分基準に従って各作業員に賃金として支払い、事業税も亡Aの名で申告、納付していた」のであり、また、作業手順についてはまったく亡Aの裁量に委ねられ、亡Aが作業員を指揮監督して作業を行っていたものであるから、亡Aは労働者とは言えない。

### V 前田製菓事件・最高裁第二小法廷昭和56年5月11日判決(判時1009号124頁) 判旨概要

同趣旨で原判決を認容したが、取締役報酬部分につき原判決を補足した判示。取締役であっても従業員としての地位を兼務している場合に、この地位に対応する明確な退職慰労金規定が存在し、この支払いが労務の対象として支給されるものであれば、退職慰労金を受けることができる。

### VI 河口宅地造成事件・最高裁第二小法廷昭和 41 年 4 月 22 日判決(民集 20 巻 4 号 792 頁) 判旨概要

原判決認容。「原判決の、 $Y \ge X$  の間に使用者と労働者の関係が存するとの判断は、その認定している事実関係に照らして是認しえなくはない。」一審判決認容。請求一部認容。X は石工であり、Y はX が主として雇われていた訴外土建業主宰者に依頼してX の紹介を受けた。X はY が施行する現場を見てY と話し合った上、当初日当 700 円(のち 800 円)の約で、Y の工事現場で、自己所有の工具類を使用して掘り出された石を割る作業に従事した。X を含めた数名の石工は、すべてY の管理と監督の下に作業に従事し、毎月 5 日に支払われる賃金(但し日当の形)を受け取っていた。石工という職業は大工等と同じく独立性があり、多く自主営業の形態をとるものだが、認定事実によれば、Y の工事現場においてX がY に対して労務を提供するに当たっては、実質的に支配従属の関係にあったことが明らかであるから、X とY とは労働基準法上の労働者と使用者の関係にあったものというべきである。

### Ⅲ 太平印刷事件・最高裁第二小法廷昭和 37 年 5 月 18 日判決(民集 16 巻 5 号 1108 号) 判旨概要

Xは一般従業員とは異なり、直接部長の指揮命令に服することはなく、遅刻早退によって給与の減額を受けることがなかったとはいえ、週6日朝9時から夕方4時まで勤務し、毎月一定の本給の他時給の2割5分増しの割合で計算した残業手当の支払いを受けていたのであるから、本件嘱託契約が雇用契約(厳密に言えば労働契約)であって、Xは労働法の適用を受くべき労働者であるとした原審の判断は正当であって違法はない。

# □ 山崎証券事件・最高裁第一小法廷昭和 36 年 5 月 25 日判決(民集 15 巻 5 号 1322 頁)判旨概要

Y会社とXとの間に成立した外務員契約において、Xは「外務行為(Yの顧客から株式その他の有価証券の売買又はその委託の媒介、取次又はその代理の注文を受けた場合、これをY会社を通じて売買その他の証券取引を成立させる行為)に従事すべき義務を負担し、Y会社はこれに対する報酬として出来高に応じて賃金を支払う義務がある・・・のであるから、右契約は内容上雇用契約ではなく、委任もしくは委任類似の契約であり、少くとも労働基準法の適用さるべき性質のものでないと解するを相当とする。」

# 2. 労働基準法上の労働者性、下級審裁判所判決

事件名	裁判所	判決年月 日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性
御船運輸 事件	大阪高裁	平 15.11.27 判決	労判 865-13	運送業	トラック運転手	災害補償金等請求	肯定
大阪中央労 基署長(おか ざき)事件	大阪 地裁	平 15.10.29 判決	労判 866-58	卸売業	専務取締役	労災保険法上の遺 族補償給付等不支 給処分の適法性	肯定
エス・エヌ・ ケイ厚生年 金基金事件	大阪地裁	平 15.10.23 判決	労判 868-63	医業	従業員兼務 役員	厚生年金基金の加 算適用加入員の範 囲	否定
NHK 西東京 営業センタ ー (受信料集 金等受託者) 事件	東京高裁	平 15.8.27 判決	労判 868-75	放送業	集金等受託者	委託契約の解除	否定
伊予銀行・ いよぎん スタッフ サービス 事件	松山地裁	平 15.5.22 判決	労判 856-45	銀行業	(登録型 派遣労働者)	登録型派遣労働者の雇止め	労働契約性 否定
ヤマイチテ クノス事件	大阪 地裁	平 15.1.31	労判 847-87	建設業	設計、技術・ 工事管理業 務	業務委託契約の 雇用契約性、解雇	雇用契約性 肯定
NHK 西東京 営業センタ ー (受信料集 金等受託者) 事件	東京 地裁 八王 子 支部	平 14.11.18 判決	労判 868-81	放送業	集金等受託者	委託契約の解除	否定
大阪シルバ ー人材セン ター事件	大阪 地裁	平 14.8.30 判決	労判 837-29	シルバ 一人材 センタ ー	センター 会員 (清掃 業務)	会員間の殴打暴行 事件に起因する センターへの損害 賠償請求の可否	請負契約関 係も実質的 な使用関係 あり
ブラジル 銀行事件	東京地裁	平 14.8.14 判決	労経速 1824-3	銀行業	新設出張所所長	雇止め	形式上は業 務委託契約 の雇用契約 性肯定
新宿労基署 長(映画撮影 技師)事件	東京高裁	平 14.7.11 判決	労判 832-13	映画・演劇	映画撮影 技師	映画撮影技師の労働者性及びこれを前提とする労災保険法上の遺族補償給付不支給処分取り消しの適法性	肯定
山昌(トラッ ク運転手) 事件	名古 屋 地裁	平 14.5.29 判決	労判 835-67	運送業	正社員の トラック 運転手	賃金(償却方式と労 基法 27 条違反)	肯定

			1		1		
関西医科大 学研修医 (損害賠償) 事件	大阪高裁	平 14.5.10 判決	労判 836-127	医業	研修医	臨床研修医の労働 者性及びこれを前 提とした私学共済 制度不加入による 遺族共済年金相当 額の損害賠償請求 の可否	肯定
関西医科大 学研修医 (未払賃金) 事件	大阪高裁	平 14.5.9 判決	労判 831-28	医業	研修医	臨床研修医の労働 者性とこれを前提 とする最低賃金額 と既払い賃金額と の差額及び時間外 休日手当請求の可 否	肯定
堺労基署長 事件	大阪 地裁	平 14.3.1 判決	労経速 1811-22	運輸業	傭者運転手	労災法上の支給の 不支給決定の 適法性	否定
関西医科大 学研修医(過 労死損害賠 償)事件	大阪 地裁	平 14.2.25 判決	労判 827-133	医業	研修医	指揮命令関係の 存否と安全配慮 義務違反の有無	指揮命令関 係あり
アイティット事件	東京地裁	平 13.10.29 判決	労判 818-90	製造開発	コンピュー タプログラ マー	開発委託契約は 雇用契約 (派遣労働 契約) か。報酬の性 質とその請求の可 否。	雇用契約性 (派遣労働) 否定
関西医科大 学研修医(損 害賠償)事件	大阪 地裁 堺 支部	平 13.8.29 判決	労判 813-5	医業	研修医	臨床研修医の労働 者性及びこれを前 提とした私学共済 制度不加入による 遺族共済年金相当 額の損害賠償請求 の可否	肯定
関西医科大 学研修医 (未払賃金) 事件	大阪 地裁 堺支 部	平 13.8.29 判決	労判 831-36	医業	研修医	同上	肯定
メガネドラ ッグ事件	東京地裁	平 13.7.13 判決	労判 813-89	めがね・ コンタ クトレ ンズ 販売業	医師	労働契約の成立、 解雇の有効無効	労働契約性 肯定
日活エンタ ープライズ 事件	東京地裁	平 13.6.26 判決	労経速 1790-14	不動産業	不動産競売 業務	雇用契約成立の 可否	雇用契約性 否定
チボリ・ジャ パン (楽団 員) 事件	岡山地裁	平 13.5.16 判決	労判 821-54	娯楽	吹奏楽団員	契約更新拒否、 契約の性質	労働契約性 肯定
三精輸送機事件	京都 地裁 福知 山 支部	平 13.5.14 判決	労判 805-34	製造	「常用」と呼 称される現 業労働者	契約更新拒絶と 労働契約の成立	肯定

事件名	裁判所	判決年月 日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性
新宿労基署 長(映画撮影 技師)事件	東京地裁	平 13.1.25 判決	労判 802-10	映画・ 演劇	映画撮影 技師	映画撮影技師の労 働者性及びこれを 前提とする労災保 険法上の遺族補償 給付不支給処分取 り消し適法性	否定
HIV 訴訟を 支える会 事件	東京地裁	平 12.9.11 判決	労判 801-86	人権擁 護社団 組織	専従事務局員	労働者性を前提と する退職金等請求	否定
協和運送 事件	大阪 地裁	平 11.12.17 判決	労判 781-65	運送業	傭者運転手	解雇	否定
泉証券事件	大阪 地裁	平 11.7.19 決定	労判 774-80	証券	営業嘱託	契約更新拒絶と雇 用契約	雇用契約と 解する余地 がないでは ない
福住商事 事件	大阪 地裁	平 11.6.30 判決	労判 774-63	マンシ ョン 賃貸業	マンション管理業務	賃金・契約の解約	雇用契約性 否定
ジャパンオ ート 事件	大阪 地裁	平 11.6.25 判決	労判 769-39	自動車整備業	整備工	契約の成立・賃金 請求	雇用契約性 肯定
協和機工 事件	東京地裁	平 11.4.23 判決	労判 770-141	製造業	従業員兼務 取締役	退職金請求権の有 無	請求棄却
禁野産業(本 案)事件	大阪 地裁	平 11.3.26 判決	労判 773-86	貸ビル 業	管理人	契約の成立・解雇	労働契約性 肯定
パインヒ・ インターナ ショナル 事件	東京地裁	平 11.3.19 判決	労判 770-144	接客業	クラブの 大ママ	契約の成立・売掛代 金立替支払約束	労働契約性
川口労基署 長事件	浦和地裁	平 10.3.30 判決	訟務月報(訟 月)95-3-503	建設業	大工	労災法上の支給の 不支給決定の適法 性	否定
NHK 情報 ネットワー ク事件	東京地裁	平 10.3.27 判決	労判 748-152	放送業	通訳業務	契約の性質・賃金・ 損害賠償請求	雇用契約性 否定
スナック「キ ョロキョロ」 事件	大阪 地裁	平 10.3.20 判決	労判 748-155	接客業	共同経営者	賃金請求権の有無	請求棄却
タオヒュー マンシステ ムズ事件	東京地裁	平 9.9.26 判決	労経速 1658-16	製造開発業	ゲームプロ グラム作成 業務	契約は労働契約か請負契約か、労働契約を前提とした未払い賃金請求及び解雇予告手当請とした債務不履行による既払い金返還請求及び損害賠償請求	労働契約性 肯定

株式会社 羽柴事件	大阪地裁	平 9.7.25 判決	労判 720-18	製造開発業	コンピューター技術者	契約は雇用契約か 準委任契約か、これ らを前提とした未 払い賃金、解雇予告 手当、付加金請求の 可否	雇用契約性肯定
T 市シルバー 人材センタ ー 事件	労働 保険 審査 会	平 8.11.6 裁決	労判 708-99	シルバ 一人材 センタ ー	受付·警備 業務	遺族補償給付及び 葬祭料	肯定
江東運送 事件	東京地裁	平 8.10.14 判決	労判 706-37	運送業	守衛業務	契約の成立	労働契約性 肯定
日本通運事件	大阪地裁	平 8.9.20 判決	労判 707-84	運送業	自己所有の 車を持ち込 んでの配達・ 仕分業務	契約の性質・成立	労働契約性否定
真壁組(一 審)事件	大阪 地裁	平 8.5.27 判決	労判 699-64	建設業	傭者運転手	傍論(労働者性は争 点に関係なし)	
藤島建設事 件	浦和 地裁	平 8.3.22 判決	労判 696-56	建設業	大工	安全配慮義務	否定
山口観光 事件	大阪 高裁	平 7.12.13 判決	労判 708-38	観光業	マッサージ 師	雇用契約の成立、普 通解雇並びに懲戒 解雇の有効性	雇用契約性 肯定
足立労基 署長事件	東京地裁	平 7.11.9 判決	判時 1551-133	建設業	一人親方孫 孫請	特別加入制度と業 務遂行性(「請負」 の意義)	
珠屋事件	東京地裁	平 7.9.4 判決	労判 695-156	花火企 画販売 業	看護業務	契約の成立	雇用関係否定
相模原労基 署長(一人親 方) 事件	横浜地裁	平 7.7.20 判決	労判 698-73	建設業	大工	労災法上の支給の 不支給決定の 適法性	否定
共同サービ ス事件	東京地裁	平 7.7.17 判決	労判 683-94	配管·修 理業	専属下請修 理業務	契約の成立	肯定
山口観光 事件	大阪 地裁	平 7.6.28 判決	労判 686-71	観光業	マッサージ 師	雇用契約の成立、普 通解雇並びに懲戒 解雇の有効性	雇用契約性 肯定
太平洋証券事件	大阪 地裁	平 7.6.19 決定	労判 682-72	証券業	証券外務業	外務員契約は雇用 契約か委任契約か、 契約期間途中の雇 止めは権利の濫用 に当たるか	雇用契約性否定
京王企画標 識社 事件	大阪 地裁	平 7.3.23 決定	労判 684-103	看板作 成·設置 業	支店長(当 初、委託社 員)	契約の成立	契約性否定
日本通運 事件	大阪 地裁	平 7.2.28 決定	労判 680-81	運送業	自己所有の 車を持ち込 んでの配達・ 仕分業務	契約の成立	雇用契約性否定

事件名	裁判所	判決年月 日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性
スター芸能 企画 事件	東京地裁	平 6.9.8 判决	判時 1536-61	芸能企画業	芸能出演業務	契約期間は10年か 1年か(労基法14 条の問題)、契約の 解約と損害賠償請 求の可否	雇用(労働) 契約性 肯定
中部 ロワイヤル 事件	名古 屋 地裁	平 6.6.3 判决	労判 680-92	製パン業	販売委託 業務	労働契約か販売委 託(外交員)契約か、 歩合給退職金およ び旅行積立金返還 請求の可否	労働契約性 肯定
エグゼ事件	東京地裁	平 <b>6.5.9</b> 判決	労判 659-64	システ ム開発 業	コンピュー タシステム 開発(SE)	本件契約は雇用契約か請負契約か、未払い賃金請求	雇用契約性 肯定
丸善住研 事件	東京地裁	平 6.2.25 判決	労判 656-84	建設業	大工	解雇予告手当請求 の可否	肯定
パピルス 事件	東京地裁	平 5.7.23 判決	労判 683-53	マニュ アル作 成業	マニュアル作成業務	契約は雇用契約か 業務委託契約か、 報酬・交通費・ 接待費請求の可否	雇用契約性 否定
大映映像 事件	東京地裁	平 5.5.31 判決	労民集 44-4-914	放送業	エキストラ	労働契約の成立	労働契約性 否定
新発田労基 署長事件	新潟 地裁	平 4.12.22 判決	判夕 820-205	コンク リート 製造業	傭者運転手	労災法上の支給の 不支給決定の適法 性	否定
大興殖産 事件	大阪 高裁	平 4.12.21 決定	判タ 822-273	運送業	傭者運転手	賃金差押	肯定
呉労基署長 事件	広島 高裁	平 4.1.21 判決	労判 605-84	建設業	下請事業主	労災法上の支給の 不支給決定の適法 性	否定
田辺労基署 長(君嶋組) 事件	和歌 山 地裁	平 3.10.30 判決	労判 603-39	建設業	潜水夫	葬祭料不支給処分 の適法性	否定
ルイジュア ン事件	東京地裁	平 3.6.3 判決	労判 592-39	接客業	ホステス	雇用契約性	否定
清野工業・新 発田労働基 準監督署長 事件	新潟地裁	平 3.3.29 判決	労判 589-68		伐採作業 従事者	休業補償給付 不支給処分の 適法性	否定
読売日本交 響楽団事件	東京地裁	平 2.5.18 判決	労判 563-24	娯楽業	チェロ·ソリ スト	期間満了雇止め	肯定
井谷運輸産 業(佐藤・大 段)事件	大阪 地裁	平 2.5.8 決定	労経速 1406-3	運送業	傭者運転手	解雇	否定
太栄金属工 業所事件	大阪 地裁	平 2.2.7 判決	労経速 1403-10	製造 販売業	鋳型修理業	契約の成立	労働契約性 肯定
大阪中央郵 便局事件	大阪 地裁	平元.2.27 判決	労民集 42-5-737	郵便業	非常勤職員	期間満了雇止め	労働契約性 否定
城井興業・佐 伯労基署長 事件	大分 地裁	昭 <b>63.8.29</b> 判決	労判 524-6	けい石 採掘業	けい石採掘 作業従事者	休業補償給付不支 給処分の適法性	肯定

関西住研 事件	大阪 地裁	昭 <b>63.7.27</b> 判決	労判 522-20	不動産 仲介業	不動産仲介 業務	未払報酬支払請求 の可否	「雇用」関係 性肯定
日野興業 事件	大阪 地裁	昭 63.2.17 決定	労判 613-23	仮設ト イレ・浴 室製造 販売業	仮設トイ レ・浴室、 組立・設置・ 解体業	解雇	雇用契約性肯定
長崎労基署 長(才津組) 事件	長崎 地裁	昭 63.1.26 判決	労判 512-60	建設業	潜水夫	療養補償給付 不支給処分の 適法性	否定
北浜土木砕 石事件	金沢地裁	昭 <b>62.11.27</b> 判決	判時 1268-143	土木業	傭者運転手	解雇	肯定
京プロ事件	京都地裁	昭 61.2.13 判決	労民集 37-1-61	ガス 製造 販売業	ガスの 配送・検針・ 集金業務	運送請負契約か雇 用(労働)契約か、 未払い賃金請求	労働契約性 肯定
うえの屋 事件 (一審)	富山 地裁	昭 61.1.30 判決	労民集 37-4·5-335	運送業	傭者運転手	優先破産債権	否定
暁運輸事件	東京地裁	昭 60.8.26 判決	労経速 1426-20	運送業	傭者運転手	報酬請求	否定
総合行政 調査会地方 人事調査会 事件	東京地裁	昭 59.11.28 判決	労判 459-75	出版業	外務調査員	競業避止義務違反 による違約金請求 の可否	労働契約性 肯定
クラブ小野 事件	大阪 地裁	昭 59.9.12 判決	労経速 1213-19	接客業	専属ピアニスト	解雇の適法性、賃金 額減額の合意の 存否、未払い賃金 請求の可否	労働契約性 肯定
穴水労基署 長(古君宇加 川鰤大敷網 組合)事件	金沢地裁	昭 59.8.31 判決	労判 440、速 報カード 23 頁	漁業	潜水夫	休業補償給付不支 給処分の適法性	否定
大阪トヨタ フォークリ フト事件	大阪 地裁	昭 59.6.29 判決	労判 434-30	運送業	傭者運転手	解雇	否定
美樹運輸 事件	東京地裁	昭 59.5.29 判決	労判 429-付 録 7 頁	運送業	傭者運転手	報酬請求	肯定
宮崎エンジ ンオイル販 売事件	宮崎地裁	昭 58.12.21 判決	労判 444-66	燃料販 売業	専属販売員	違約金約定の適法 性	労働契約性 肯定
岩手県社会 福祉事業団 事件	盛岡地裁	昭 58.6.29 決定	労判 418-68	県立社 会福祉 施設の 受託経 営	調理·洗濯業 務	民間委託に伴う期間満了雇止め	労働契約性 肯定
東筑紫学園 事件	福岡 地裁 小倉 支部	昭 58.5.24 判決	判夕 502-163	教育業	非常勤講師	期間満了雇止め	労働契約性 肯定
東宝照明事件	東京地裁	昭 57.6.24 判決	労民集 33-3-534	映画作 成業	照明技師	専属技術契約は雇 用契約か請負契約 か、解雇(新たに締 結した契約の性質)	雇用契約性否定

事件名	裁判所	判決年月 日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性
大内労基署長 (西日本建 産)事件	高松 地裁	昭 57.1.21 判決	労判 381-45	建設業	板金工	療養補償給付不支 給処分の適応性	否定
佐藤スレート 事件	東京高裁	昭 56.8.11 判決	判時 1043-145	建設業	スレートエ	労安衛法上の刑事 責任	肯定
茨木労基署長 事件	大阪 地裁	昭 56.4.28 判決	労判 364-53		エレベーター設置業	遺族補償給付及び 葬祭料不支給処分 の適法性	否定
阪神観光 事件	大阪高裁	昭 55.8.26 判決	判時 986-119	接客業	バンドマン	原告側 X が契約で 告側 Y を も と も と り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り と 表 が で く り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り	労働契約性 肯定
浪速衛生事 件	大阪 地裁	昭 55.6.14 決定	労判 343、速 報カード 5	清掃業	ごみ収集業 務	解雇	労働契約性 肯定
浦野産業事 件	東京 地裁	昭 55.6.6 決定	労判 343、速 報カード 7	清掃業	ビル清掃業 務	解雇	雇用契約性 肯定
ヤマハ発動 機事件	東京地裁	昭 54.3.20 判決	判時 940-62	モトク ロス大 会の運 営	モトクロスレーサー	雇用契約の成立、損 害賠償・休業補償請 求の可否	安全配慮義 務・不法行為 責任否定
大昌実業 事件	大阪 地裁	昭 54.1.10 決定	労判 315-60	接客業	バンドマン	不当労働行為を理 由とする整理解雇	労働契約性 肯定
岡安商事 事件	大阪地裁	昭 53.12.25 判決	労判 313、速 報カード 15	商事業	歩合外務員 (渉外社員)	歩合給受領額を積 み立てた預金通 帳・印鑑返還請求の 可否	委任契約(労 働契約性否 定。返還請求 認容)
新日本ジュ エル・ギャラ リー事件	東京地裁	昭 53.12.25 判決	労判 311、速 報カード 9	美術品 等販売 業	専務取締役	給料請求の可否	共同経営者 に当たらず 雇用である
日本共産党 事件	名古 屋 地裁	昭 53.11.20 決定	労民集 29-5・6-742	政党	左の職員	除名(懲戒解雇)処 分の可否	司法審査対 象外(但し委 任契約)

阪神観光 事件	神形裁崎家部	昭 53.7.27 判決	労判 309-45	接客業	バンドマン	原告会社側 X が契約で 告側 Y を請した と対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を	労働契約性 肯定
キングレコ ード 事件	東京地裁	昭 53.2.3 決定	労判 291、 速報カード 15	レコー ド製造 販売業	ビデオディ スク制作業 務	契約は委任契約か 雇用契約か、委任契 約の解除か解雇か またそれらは適法 か	雇用契約性肯定
五光産業 事件	大阪 高裁	昭 52.1.28 判決	<i>労</i> 判 280-71	接客業	バンドマン	懲戒解雇の有効性、 未払い賃金請求の 可否	労働契約性 否定
九州電力事件	福岡 地裁 小倉 支部	昭 50.2.25 判決	労民集 26-1-1	電力事業	委託検針員	委託検針契約は労働契約か、労基法の適用がある労働者といえるか、解雇	労働契約性 肯定(但し解 雇は有効)
関西学院大 学事件	神戸地裁尼崎	昭 49.7.19 決定	労民集 25-4・5-332	教育業	助手	解雇	従属的地位 にある労働 者だが労基 法上の労働 者ではない
啓徳社 事件	東京地裁	昭 48.2.26 判決	労判 169、 速報カード 5	雑貨販 売業	販売員	解雇、販売員として の契約は雇用契約 か委任契約か	雇用契約性 肯定
日本瓦斯 事件	鹿児 島 地裁	昭 48.8.8 判決	労判 189-77	ガス 事業	集金人	解雇、集金人契約は 労働契約か否か	労働契約性 肯定(但し解 雇有効)
大塚印刷事件	東京地裁	昭 48.2.6 判決	労判 179-74	印刷業	筆耕者	解雇、未払い賃金請求、筆耕契約は雇用 契約か請負契約か	雇用契約性 否定(むしろ 請負ないし 準委任(委 託)契約)
木津川倉庫 事件	大阪 地裁	昭 47.1.28 判決	労判 146-22	倉庫業	役員待遇 嘱託	解雇	労働契約性 否定(準委任 契約)
ニュー・ビク トリア事件	大阪地裁	昭 46.11.11 判決	判夕 274-276	飲食業	バンドマン	有期契約の解約の 効力発生の日(解雇 予告手当の支払と 予告期間の経過)	雇用契約類 似の契約で あると認定

事件名	裁判所	判決年月 日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性
大洋工芸社 事件	東京地裁	昭 44.9.26 判決	労判 88-25	内外装 工事業	デザイナー	請負契約か雇用契 約か、未払い賃金及 び解雇予告手当請 求の可否	雇用契約性肯定
東京 12 チャ ンネル事件	東京地裁	昭 43.10.25 判決	労民集 19-5-1335	放送業	タイトルデ ザイナー	解雇	請負と雇用 の性格を併 せ持つ混合 契約で、労働 法上の保護 がある(但し 解雇は有効)
ラジオ 中国事件	広島 地裁	昭 42.2.21 判決	判時 482-67	放送業	放送芸能員	契約更新拒絶によ る雇止め	雇用契約性 肯定
牧運送者夫事件	広島 高裁 岡山 支部	昭 37.4.16 判決	労民集 13-4-807	運送業	運転手	労災法上の支給の 不支給決定の 適法性	労働者性肯定
青柳質店 事件	東京地裁	昭 34.5.12 判決	労民集 10-3-636	質業	債権取立て 業務	解雇・退職手当金 請求	雇用契約性 否定(委任契 約。但し未払 い金請求は 委任契約に よっても可 能)。
山陽商事 事件	神戸地裁	昭 32.7.19 判決	労民集 8-5-780	セメン ト販売 業	販売業務	違約金支払約定の 適法性	雇用契約性 肯定
中川テル等 遺族補償金 等請求事件	東京地裁	昭 30.9.10 判決	労民集 6-5-714	木挽業	木挽業(日々雇用)	遺族補償金請求権 の存否	雇用契約性 肯定
共同印刷事件	東京地裁	昭 28.7.7 決定	労民集 4-4-392	印刷業 (技術 者養成 学校)	技術者養成過程在校生	退学処分と未払い 賃金	雇用契約性 否定(委託契 約関係)
聖徳共同農 場事件	名古 屋 高裁	昭 27.3.25 判決	高等裁判所 刑事判例集 (高刑集) 5-4-514	農場経営	農場労務者	賃金不払い違反に よる刑事罰適用の 適法性(共同経営者 に当たるか)	肯定
旭川新聞配 達労働組合 事件	旭川地裁	昭 25.7.25 判決	労民集第1巻 追録 1324 頁	新聞販売業	集金人	労組を通じて行う 配達及び集金業務 の新聞販売会社と の雇用契約性	雇用契約性否定

# 3. 労働組合法上の労働者性、雇用保険法・健康保険法・厚生年金保険法上の 被保険者性

## 労働組合法上の労働者性

事件名	裁判所	判決年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性 ないし被 保険者該 当性
NHK 広島中 央放送局事 件	広島 地裁	昭 41.8.8 判決	労民集 17-4-927	放送業	放送芸 能(楽団) 員	解雇の不当労働 行為該当性、 放送芸能員の 労働者性	労働者性
セキノ興産 事件	富山地裁	昭 49.2.22 判決	判時 737-99	運送業	傭者 運転手	解雇	労組法上の 労働者性 肯定
中部日本放送事件	最高裁第一小法廷	昭 51.5.6 判決	民集 30-4-437	放送業	楽団員	楽団員の労働者 性 (不当労働行為 救済申立棄却命 令取消請求)	労 定働申し令認判と決なる (行うを労取たをた違) でのめ決しにいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい
中部日本放送事件	名古屋 高裁	昭 49.9.18 判決	民集 30-4-530	放送業	楽団員	楽団員の労働者 性(不当労働行為 救済申立棄却命 令取消請求)	労働者性
中部日本放送事件	名古屋 地裁	昭 46.12.17 判決	労民集 22-6-1194	放送業	楽団員	楽団員の労働者 性(不当労働行為 救済申立棄却命 令取消請求)	労働者性
下関魚市場事件	山口地 裁下関 支部	昭 47.7.17 決定	労民集 23-4-455	鮮魚類販売業	魚にし業 無 は ま は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	解雇の不当労働 行為該当性、選別 作業員の労働者 性	労働者性肯定
NHK 山形放 送局事件	仙台高裁	昭 48.10.8 判決	刑事裁判月 報(刑月) 5-10-1364、 判タ 301-299	放送業	委託集金人	団交中に組合側 委員がなした暴 力行為の刑事法 上の違法性	労働者性 肯定
美人座 事件	大阪地裁	昭 51.3.23 決定	労判 250-61	娯楽業	バンドマン	解雇の不当労働 行為該当性、バン ドマンの労働者 性	労働者性

堺市·堺市教 育委員会事 件	大阪 地裁	昭 62.12.3 判決	労判 508-17	公的教 育機関	学童保 育 指導員	団交拒否の不当 労働行為性、指導 員の労働者性	労働者性 肯定
日本一コン クリート 事件	大阪 地裁	平 8.5.27 判決	労判 700-61	建設業	生コン運転手	労組法上の労働 者性 (傍論)	労組法上の 労働者性 否定

### 雇用保険法上の被保険者性

事件名	裁判所	判決年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性 ないし被 保険者該 当性
所沢職安所 長事件	浦和地裁	昭 57.9.17 判決	労民集 33-5-837	自営業	経営コ ンサル タント	被保険者資格	被保険者資格あり
所沢職安所 長事件	東京高裁	昭 59.2.29 判決	労民集 35-1-15	同上	同上	同上	被保険者資格なし

### 健康保険法・厚生年金保険法上の被保険者性

事件名	裁判所	判決年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性 ないし被 保険者該 当性
静岡県 知事事件	静岡地裁	昭 35.11.11 判決	行裁集(行政 事件裁判例 集) 11-11-3208	自営業	洋服の 仕立屋	被保険者資格	被保険者資格なし
岡山製パン 事件	岡山地裁	昭 37.5.23	行集 14-9-1684	製造業 法人 代表	製パン業	被保険者資格	被保険者資格あり
岡山製パン 事件	広島 高裁 岡山 支判	昭 38.9.23	行集 14-9-1684	製造業 法人 代表	製パン業	被保険者資格	被保険者資格あり
大阪府建築 健康保険 組合事件	大阪 地裁	昭 54.8.27 判決	判時 958-46	設計建築業	取締役 兼務 従業員	被保険者資格	被保険者資格なし
大阪府建築 健康保険 組合事件	大阪 高裁	昭 55.11.21 判決	労判 357-52	設計建築業	取締役 兼務 従業員	被保険者資格	被保険者資格あり
壱光堂 事件	名古屋 地裁	昭 60.9.4 判決	判時 1176-79		倒産会 社 従業員	倒産会社従業員 の被保険者資格	被保険者資格なし
健康保険給付詐取事件	福岡高裁	昭 61.2.13 判決	判時 1189-160			暴力団組長の健 康保険証不正取 得による療養給 付の詐取の詐欺 罪該当性	被保険者資格なし

本山製作所事件	仙台地裁	平 4.5.13 判決	労判 616-136、判 時 1444-69			長期にわたる争 議行為と被保険 者資格の喪失	被保険者資格なし
本山製作所 事件	仙台高裁	平 4.12.22. 判決	判タ 809-195			長期にわたる争 議行為と被保険 者資格の喪失	被保険者資格なし
関西棋院 事件	神戸地裁尼崎支部	平 15.2.14 判決	労判 841-88		棋士	厚生年金保険被 保険者資格・受給 権侵害を理由と する損害賠償請 求の可否	雇用関係性 否定(被保 険者資格は 争点でなか ったため判 断されず)
エス・エヌ・ ケイ厚生年 金基金事件	大阪地裁	平 15.10.23 判決	労判 868-63	医業	従業員 兼務役 員	厚生年金基金の 加算適用加入員 の範囲	否定

# 4. 「契約就業者」の労働者性・被保険者性

## コンピューターに関する専門技術者

事件名	裁判所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
アイティッ ト事件	東京地裁	平 13.10.29 判決	労判 818-90	製造開発業	コンピュ ータプロ グラマー	開発委託契約 は雇用契約 (派 遣労働契約) か。報酬の性質 とその請求の 可否。	雇用(派遣労 働)契約性 否定
タオヒュー マンシステ ムズ事件	東京地裁	平 9.9.26 判決	労経速 1658-16	製造開発業	ゲームプ ログラム 作成業務	契約は対象を前提の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	労働契約性 肯定
株式会社羽柴事件	大阪地裁	平 9.7.25 判決	労判 720-18	製造開発業	コンピュ ーター技 術者	契約は雇用契 約か準委任契 約か、これらを 前提とした未 払い賃金、解雇 予告手当、付加 金請求の可否	雇用契約性肯定
エグゼ事件	東京地裁	平 6.5.9 判決	労判 659-64	システ ム開発 業	コンピュ ータシス テム開発 (SE)	本件契約は雇 用契約か請負 契約か、未払い 賃金請求	雇用契約性肯定
パピルス 事件	東京地裁	平 5.7.23 判決	労判 683-53	マニュ アル作 成業	マニュア ル作成業 務	契約は雇用契 約か業務委託 契約か、報酬・ 交通費・接待費 請求の可否	雇用契約性 否定
キングレコ ード事件	東京地裁	昭 53.2.3 決定	労判 291、速 報カード 15	レコー ド製造 販売業	ビデオデ ィスク制 作業務	契約は委任契 約か雇用契約 か、委任契約の 解除か解雇か またそれらは 適法か	雇用契約性肯定

## (一般的にまたは通常) 資格を要する専門・技術職従事者

事件名	裁判所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
メガネドラ ッグ事件	東京地裁	平 13.7.13 判決	労判 813-89	めが ね・コン タクト レンズ 販売業	医師	労働契約の成 立、解雇の有効 無効	労働契約性 肯定
日活エンタ ープライズ 事件	東京地裁	平 13.6.26 判決	労経速 1790-14	不動産業	不動産競 売業務	雇用契約成立 の可否	雇用契約性 否定
山口観光 事件	大阪 高裁	平 7.12.13 判決	労判 708-38	観光業	マッサー ジ師	雇用契約の成 立、普通解雇並 びに懲戒解雇 の有効性	雇用契約性肯定
山口観光 事件	大阪地裁	平 7.6.28 判決	労判 686-71	観光業	マッサー ジ師	雇用契約の成 立、普通解雇並 びに懲戒解雇 の有効性	雇用契約性肯定
大森電設 事件	札幌地裁	平 4.5.14 判決	労経速 1475-19	電気設 備工事 業	電気配線工	安全配慮義務 違反の成否	労働契約性 肯定
関西住研 事件	大阪地裁	昭 63.7.27 判決	労判 522-20	不動産仲介業	不動産仲 介業務	未払報酬支払 請求の可否	「雇用」関係 性肯定

## その他、専門・技術職種従事者

事件名	裁判所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
関西棋院 事件	神世裁崎	平 15.2.14 判決	労判 841-88		棋士	厚生年金保険 被保険者資 格・受給権侵害 を理由とする 損害賠償請求 の可否	雇用関係性 否定(被保険 者資格は争 点ではなか ったため判 断されず)
ヤマイチテ クノス事件	大阪地裁	平 15.1.31	労判 847-87	建設業	設計、技 術・工事管 理業務	業務委託契約 の雇用契約性、 解雇	雇用契約性 肯定
NHK 情報 ネットワー ク事件	東京地裁	平 10.3.27 判決	労判 748-152	放送業	通訳業務	契約の性質・賃 金・損害賠償請 求	雇用契約性 否定
所沢職安 所長事件	浦和地裁	昭 57.9.17 判決	労民集 33-5-837	自営業	経営コン サルタン ト	被保険者資格	雇用保険法 上の被保険 者資格あり

所沢職安 所長事件	東京高裁	昭 59.2.29 判決	労民集 35-1-15	自営業	経営コン サルタン ト	同上	雇用保険法 上の被保険 者資格なし
ヤマハ発動 機事件	東京地裁	昭 54.3.20 判決	判時 940-62	モトク ロス 大会の 運営	モトクロ スレーサ ー	雇用契約の成立、損害賠償・ 休業補償請求 の可否	安全配慮義 務・不法行為 責任否定
大塚印刷 事件	東京地裁	昭 48.2.6 判決	労判 179-74	印刷業	筆耕者	解雇、未払い賃 金請求、筆耕契 約は雇用契約 か請負契約か	雇用契約性 否定(むしろ 請負ないし 準委任(委 託)契約)
大洋工芸社 事件	東京地裁	昭 44.9.26 判決	労判 88-25	内外装 工事業	デザイナ	請負契約か雇 用契約か、未払 い賃金及び解 雇予告手当請 求の可否	雇用契約性肯定
東京 12 チャ ンネル事件	東京地裁	昭 43.10.25 判決	労民集 19-5-1335	放送業	タイトル デザイナ ー	解雇	請負と雇用 の性格を混労 契約で保保 送上の保 (個 がある (有効)
静岡県知事 事件	静岡地裁	昭 35.11.11 判決	行裁集(行政 事件裁判例 集) 11-11-3208	自営業	洋服の仕 立屋	被保険者資格	健康保険法 上の被保険 者資格なし
大平製紙 事件	最高 裁第二法廷	昭 37.5.18 判決	民集 16-5-1108	製紙業	嘱託研究員	雇用関係存在 確認、解雇無 効、賃金請求	労働者性 肯定
同事件控訴	東京高裁	昭 35.2.10 判決	民集 16-5-1128	同上	同上	同上	労働者性 肯定。 請求認容、 解雇無効。
同事件一審	東京地裁	昭 34.7.14 判決	民集 16-5-1114	同上	同上	同上	労働者性 肯定。 但し請求は 棄却。

## 事業所外業務従事者

事件名	裁判所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
NHK 西東京 営業センタ 一 (受信料集 金等受託者) 事件	東京高裁	平 15.8.27 判決	労判 868-75	放送業	集金等受託者	委託契約の解 除	否定

NHK 西東京 営業センタ ー (受信料集 金等受託者) 事件	東京地八王子部	平 14.11.18 判決	労判 868-81	放送業	集金等受託者	委託契約の解 除	否定
泉証券事件	大阪地裁	平 11.7.19 決定	労判 774-80	証券	営業嘱託	契約更新拒絶 と雇用契約	雇用契約性 肯定(「雇用 契約と解す る余地がな いではな い」)
太平洋証券 事件	大阪地裁	平 7.6.19 決定	労判 682-72	証券業	証券外務業	外務員契約は 雇用契約か委 任契約か、契約 期間途中の雇 止めは権利の 濫用に当たる か	雇用契約性否定
中部ロワイヤル事件	名古 屋 地裁	平 6.6.3 判決	労判 680-92	製パン業	販売委託 業務	労働契約か販 売委託(外交員) 契約か、歩合給 退職金および 旅行積立金返 還請求の可否	労働契約性 肯定
京プロ事件	大阪高裁	昭 <b>62.2.26</b> 判決	労民集 38-1-100	ガス 製造 販売業	ガスの配 送・検針・ 集金業務	運送請負契約 か雇用(労働)契 約か、未払い賃 金請求	労働契約性肯定
京プロ事件	京都地裁	昭 61.2.13 判決	労民集 37-1-61	ガス 製造 販売業	ガスの配 送・検針・ 集金業務	運送請負契約 か雇用(労働)契 約か、未払い賃 金請求	労働契約性 肯定
総合行政 調査会地方 人事調査会 事件	東京地裁	昭 59.11.28 判決	労判 459-75	出版業	外務調查員	競業避止義務 違反による違 約金請求の可 否	労働契約性肯定
宮崎エンジ ンオイル 販売事件	宮崎地裁	昭 58.12.21 判決	労判 444-66	燃料販 売業	専属 販売員	違約金約定の 適法性	労働契約性 肯定
岡安商事 事件	大阪地裁	昭 53.12.25 判決	労判 313、 速報カード 15	商事業	歩合外務 員(渉外社 員)	歩合給受領額 を積み立てた 預金通帳・印鑑 返還請求の可 否	労働契約性 否定(委任契 約。返還請求 認容)
九州電力 事件	福岡裁小倉	昭 50.2.25 判決	労民集 26-1-1	電力事業	委託 検針員	委託検針契約 は労働契約か、 労基法の適用 がある労働者 といえるか、解 雇	労働契約性 肯定(但し解 雇は有効)

NHK 山形放 送局事件	仙台高裁	昭 48.10.8 判決	刑事裁判月 報(刑月) 5-10-1364、 判夕 301-299	放送業	委託集金人	団交中に組合 側委員がなし た暴力行為の 刑事法上の違 法性	労働者性 肯定
啓徳社事件	東京地裁	昭 48.2.26 判決	労判 169、 速報カード 5	雑貨販 売業	販売員	解雇、販売員と しての契約は 雇用契約か委 任契約か	雇用契約性肯定
日本瓦斯 事件	鹿児 島地 裁	昭 48.8.8 判決	労判 189-77	ガス事業	集金人	解雇、集金人契 約は労働契約 か否か	労働契約性 肯定(但し解 雇有効)
山崎証券事件	最高 裁第 一 法廷	昭 36.5.25 判決	民集 15-5-1322	証券業	証券 外務員	外務員契約は 雇用契約か委 任契約か。労基 法 20 条適用の 有無	雇用契約性 否定(委任ま たは委任類 似の契約ゆ え法の適用 なし)
同事件控訴審	名古 屋 高裁	昭 33.9.4 判決	民集 15-5-1329	同上	同上	同上	
同事件一審			判例集 未登載	同上	同上	同上	
山陽商事 事件	神戸地裁	昭 32.7.19 判決	労民集 8-5-780	セメン ト販売 業	販売業務	違約金支払約 定の適法性	雇用契約性 肯定
東繊商事事件	東京高裁	昭 31.6.28 判決	労民集 7-4-833	商品仲買業	顧客勧誘 業務	賃金請求の可 否	雇用契約性 否定
東繊商事 事件	東京地裁	昭 30.3.3 判決	労民集 6-2-253	商品仲 買業	顧客勧誘 業務	賃金請求の可 否	雇用契約性 肯定
旭川新聞配 達労働組合 事件	旭川地裁	昭 25.7.25 判決	労民集第 1 巻 追録 1324 頁	新聞販売業	集金人	労組を通じて 行う配達及び 集金業務の新 聞販売会社と の雇用契約性	雇用契約性否定

## 映画・テレビ等の作成業務にかかわる技術者

事件名	裁 判 所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
新宿労基署 長(映画撮影 技師)事件	東京高裁	平 14.7.11 判決	労判 832-13	映画· 演劇	映画撮影 技師	映画撮影技師 の労働者性及 びこれを前提 とする労災 験法上の遺 補償給付取り 治処分取り消 しの適法性	労働者性 肯定

新宿労基署 長(映画撮影 技師)事件	東京地裁	平 13.1.25 判決	労判 802-10	映画· 演劇	映画撮影 技師	映画撮影技師 の労働者性及 びこれを前提 とする労災保 険法上の遺 活質給付取り 着処分取り し適法性	労働者性 否定
東宝照明事件	東京地裁	昭 57.6.24 判決	労民集 33-3-534	映画 作成業	照明技師	専属技術契約 は雇用契約か 請負契約か、解 雇(新たに締結 した契約の性 質)	雇用契約性否定

## 音楽芸能事業に演奏・演技者として従事する者

事件名	裁 判 所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
チボリ・ジャ パン(楽団 員)事件	岡山地裁	平 13.5.16 判決	労判 821-54	娯楽	吹奏楽団	契約更新拒否、 契約の性質	労働契約性 肯定
スター芸能企画事件	東京地裁	平 6.9.8 判決	判時 1536-61	芸能企画業	芸能出演業務	契約期間は10 年か1年か(労 基法14条の問 題)、契約の解 約と損害賠償 請求の可否	雇用(労働) 契約性肯定
大映映像 事件	東京高裁	平 5.12.22 判決	労民集 44-6-909	放送業	エキストラ	労働契約の成 立	労働契約性 否定
大映映像 事件	東京地裁	平 5.5.31 判決	労民集 44-4-914	放送業	エキストラ	労働契約の成 立	労働契約性 否定
読売日本交 響楽団事件	東京地裁	平 2.5.18 判決	労判 563-24	娯楽業	チェロ·ソ リスト	期間満了雇止 め	労働者性 肯定
クラブ小野 事件	大阪地裁	昭 59.9.12 判決	芳経速 1213-19	接客業	専属ピア ニスト	解雇の適法性、 賃金額減額の 合意の存否、未 払い賃金請求 の可否	労働契約性 肯定

阪神観光 事件	大阪裁	昭 55.8.26 判決	判時 986-119	接客業	バンドマン	原がとをあて判訴にが費行害を 会告契負と起不あっつ等と償提案に不求の がとをあて判訴にが費行害を と起不あっつ等と償提案に不求 の会に が要主し当りてたをし請起(る在就よず の会が確業る ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは のので	労働契約性肯定
大昌実業 事件	大阪 地裁	昭 54.1.10 決定	労判 315-60	接客業	バンドマン	不当労働行為 を理由とする 整理解雇	労働契約性 肯定
阪神観光 事件	神地尼支	昭 53.7.27 判決	労判 309-45	接客業	バンドマン	原がとをあて判訴に対して、 に会告とという。 をおりないでは、 をあるとははでは、 をするとはないでは、 をするとはでは、 をするとのでは、 をするとのでは、 では、 をするとのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	労働契約性 肯定
五光産業 事件	大阪 高裁	昭 52.1.28 判決	労判 280-71	接客業	バンドマン	懲戒解雇の有 効性、未払い賃 金請求の可否	労働契約性 否定

中部日本放送事件	最裁 第小廷	昭 51.5.6 判決	民集 30-4-437	放送業	楽団員	楽団員の労働 者性(不当労働 行為救済申立 棄却命令取消 請求)	労働者性肯 定(ULP乗数 申したのめたを いめか決した違 として という。
中部日本放送事件	名古 屋 高裁	昭 49.9.18 判決	民集 30-4-530	放送業	楽団員	楽団員の労働 者性(不当労働 行為救済申立 棄却命令取消 請求)	労働者性 肯定
中部日本放送事件	名古 屋 地裁	昭 46.12.17 判決	労民集 22-6-1194	放送業	楽団員	楽団員の労働 者性(不当労働 行為救済申立 棄却命令取消 請求)	労働者性 肯定
ニュー・ビク トリア事件	大阪地裁	昭 46.11.11 判決	判夕 274-276	飲食業	バンドマン	有期契約の解 約の効力発生 の日(解雇予告 手当の支払と 予告期間の経 過)	雇用契約性 肯定。雇用契 約類似の契 約であると 認定
ラジオ中国事件	広島 地裁	昭 42.2.21 判決	判時 482-67	放送業	放送芸能員	契約更新拒絶による雇止め	雇用契約性 肯定
NHK 広島中 央放送局事 件	広島 地裁	昭 41.8.8 判決	労民集 17-4-927	放送業	放送芸能 (楽団)員	解雇の不当労働行為該当性、 放送芸能員の 労働者性	労働者性肯定

## NPO 事業従事者

事件名	裁 判 所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
HIV 訴訟を 支える会事 件	東京地裁	平 12.9.11 判決	労判 801-86	人権擁 護社団 組織	専従事務 局員	労働者性を前 提とする退職 金等請求	否定

### 建設・運輸・製造業務従事者

事件名	裁判所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
御船運輸事件	大阪高裁	平 15.11.27 判決	労判 865-13	運送業	トラック運転手	災害補償金等 請求	肯定

事件名	裁判所	判決年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
加部建材・ 三井道路 事件	東京地裁	平 15.6.9 判決	労判 859-32	運送業	委託契約 トラック 運転手	運搬委託契約 の労働契約性	労働契約性 否定
山昌 (トラッ ク運転手) 事件	名古 屋 地裁	平 14.5.29 判決	労判 835-67	運送業	正社員の トラック 運転手	賃金(償却方式 と労基法 27条 違反)	労働者性 肯定
堺労基署長 事件	大阪 地裁	平 14.3.1 判決	労経速 1811-22	運輸業	傭者 運転手	労災法上の支 給の不支給決 定の適法性	労働者性 否定
三精輸送機 事件	京都裁和山支部	平 13.5.14 判決	労判 805-34	製造	「常用」と 呼称され る現業労 働者	契約更新拒絶 と労働契約の 成立	労働者性肯定
協和運送 事件	大阪 地裁	平 11.12.17 判決	労判 781-65	運送業	傭者 運転手	解雇	労働者性 否定
ジャパンオ ート事件	大阪 地裁	平 11.6.25 判決	労判 769-39	自動車 整備業	整備工	契約の成立・賃 金請求	雇用契約性 肯定
川口労基 署長事件	浦和地裁	平 10.3.30 判決	訟務月報 (訟月) 95-3-503	建設業	大工	労災法上の支 給の不支給決 定の適法性	労働者性 否定
横浜南労基 署長(旭紙 業)事件	最裁第小廷	平 8.11.28 判決	労判 714-14	運送業	傭車 運転手	労災保険法上 の療養給付不 支給決定の適 法性	労働者性否定
同上	東京高裁	平 6.11.24 判決	労判 714-16	同上	同上	同上	労働者性 否定
同上	横浜 地裁	平 5.6.17 判決	労判 643-71	同上	同上	同上	労働者性 肯定
日本通運 事件	大阪 地裁	平 8.9.20 判決	労判 707-84	運送業	自己所有 の車を持 ち込んで の配達・ 仕分業務	契約の性質・成立	労働契約性 否定
真壁組 (一審)事件	大阪 地裁	平 8.5.27 判決	労判 699-64	建設業	傭者 運転手	傍論(労働者性 は争点に関係 なし)	
日本一コン クリート 事件	大阪 地裁	平 8.5.27 判決	労判 700-61	建設業	生コン運転手	労組法上の労 働者性(傍論)	労組法上の 労働者性 否定
藤島建設 事件	浦和 地裁	平 8.3.22 判決	労判 696-56	建設業	大工	安全配慮義務	労働者性 否定
足立労基 署長事件	東京地裁	平 7.11.9	判時 1551-133	建設業	一人親方孫孫請	特別加入制度 と業務遂行性 (「請負」の意 義)	

相模原労基 署長(一人 親方)事件	横浜地裁	平 7.7.20 判決	<i>労</i> 判 698-73	建設業	大工	労災法上の支 給の不支給決 定の適法性	労働者性 否定
共同サービ ス事件	東京地裁	平 7.7.17 判決	労判 683-94	配管·修 理業	専属下請 修理業務	契約の成立	労働者性 肯定
日本通運事件	大阪地裁	平 7.2.28 決定	労判 680-81	運送業	自己所有 の車を持 ち込んで の配達・仕 分業務	契約の成立	雇用契約性否定
丸善住研 事件	東京地裁	平 6.2.25 判決	労判 656-84	建設業	大工	解雇予告手当 請求の可否	労働者性 肯定
新発田労基 署長事件	新潟 地裁	平 4.12.22 判決	判 <i>タ</i> 820-205	コンク リート 製造業	傭者 運転手	労災法上の支 給の不支給決 定の適法性	労働者性 否定
大興殖産 事件	大阪 高裁	平 4.12.21 決定	判夕 822-273	運送業	傭者 運転手	賃金差押	労働者性 肯定
呉労基署長 事件	広島 高裁	平 4.1.21 判決	労判 605-84	建設業	下請 事業主	労災法上の支 給の不支給決 定の適法性	労働者性 否定
田辺労基署 長(君嶋組) 事件	和歌山地裁	平 3.10.30 判決	労判 603-39	建設業	潜水夫	葬祭料不支給 処分の適法性	労働者性 否定
清野工業・新 発田労働基 準監督署長 事件	新潟地裁	平 3.3.29 判決	労判 589-68		伐採作業 従事者	休業補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 否定
井谷運輸産 業(佐藤・ 大段)事件	大阪 地裁	平 2.5.8 決定	労経速 1406-3	運送業	傭者 運転手	解雇	労働者性 否定
太栄金属工 業所事件	大阪 地裁	平 2.2.7 判決	労経速 1403-10	製造 販売業	鋳型 修理業	契約の成立	労働契約性 肯定
城井興業・佐 伯労基署長 事件	大分地裁	昭 63.8.29 判決	労判 524-6	けい石採掘業	けい石採 掘作業従 事者	休業補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 肯定
日野興業 事件	大阪地裁	昭 63.2.17 決定	労判 613-23	仮設ト イレ・浴 室製造 販売業	仮設トイ レ・浴室、 組立・設 置・解体業	解雇	雇用契約性肯定
長崎労基署 長(才津組) 事件	長崎地裁	昭 63.1.26 判決	労判 512-60	建設業	潜水夫	療養補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 否定
北浜土木 砕石事件	金沢地裁	昭 <b>62.11.27</b> 判決	判時 1268-143	土木業	傭者運転 手	解雇	労働者性 肯定
うえの屋 事件 (一審)	富山地裁	昭 61.1.30 判決	労民集 37-4・ 5-335	運送業	傭者運転 手	優先破産債権	労働者性 否定
暁運輸事件	東京地裁	昭 60.8.26 判決	労経速 1426-20	運送業	傭者運転 手	報酬請求	労働者性 否定

穴水労基署 長(古君宇加 川鰤大敷網 組合)事件	金沢地裁	昭 <b>59.8.31</b> 判決	労判 440、 速報カー ド 23 頁	漁業	潜水夫	休業補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 否定
大阪トヨタ フォークリ フト事件	大阪 地裁	昭 59.6.29 判決	労判 434-30	運送業	傭者運転 手	解雇	労働者性 否定
美樹運輸 事件	東京地裁	昭 59.5.29 判決	労判 429- 付録 7 頁	運送業	傭者運転 手	報酬請求	労働者性 肯定
大内労基署 長(西日本建 産)事件	高松 地裁	昭 57.1.21 判決	労判 381-45	建設業	板金工	療養補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 否定
佐藤スレー ト事件	東京 高裁	昭 56.8.11 判決	判時 1043-145	建設業	スレート 工	労安衛法上の 刑事責任	労働者性 肯定
茨木労基署 長事件	大阪地裁	昭 56.4.28 判決	労判 364-53	エレベ ーター 据付 工事業	エレベー ター据付 工事業	遺族補償給付 及び葬祭料不 支給処分の適 法性	労働者性否定
北見労基署 長事件	札幌 高裁	昭 50.5.28 判決	労民集 26-3-459	製材業	製材業	療養補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 否定
北見労基署 長事件	札幌地裁	昭 49.12.20 判決	労民集 26-3-468	製材業	製材業	療養補償給付 不支給処分の 適法性	労働者性 否定
西野田労基 署長事件	大阪 地裁	昭 49.9.6 判決	訟月 (訟務月報) 20-12-84	建設業	建築工事下請業務	遺族補償給付 等不支給処分 の適法性	労働者性 否定
河口宅地造 成事件	最高 裁第 二小 法廷	昭 41.4.22 判決	民集 20-4-792	建設業	石工	災害補償金請求	労働者性 肯定
同上	広島 高裁	昭 39.11.6 判決	民集 20-4-802	同上	同上	同上	労働者性 肯定
同上	岡山 地裁	昭 38.1.17 判決	民集 20-4-796	同上	同上	同上	労働者性 肯定
牧運送者夫 事件	広島 高裁 岡山 支部	昭 37.4.16 判決	労民集 13-4-807	運送業	運転手	労災法上の支 給の不支給決 定の適法性	労働者性肯定
中川テル等 遺族補償金 等請求事件	東京地裁	昭 30.9.10 判決	労民集 6-5-714	木挽業	木挽業 (日々雇 用)	遺族補償金請 求権の存否	雇用契約性 肯定

## その他

事件名	裁判所	判決 年月日	掲載誌	業種	職種	争点	労働者性、 労働契約性、 保険者性
ブラジル銀行事件	東京地裁	平 14.8.14 判決	労経速 1824-3	銀行業	新設出張所所長	雇止め	形式上は業 務委託契約 の雇用契約 性肯定

		I	I				
福住商事 事件	大阪 地裁	平 11.6.30 判決	労判 774-63	マンシ ョン 賃貸業	マンショ ン 管理業務	賃金・契約の解 約	雇用契約性 否定
禁野産業 (本案) 事件	大阪 地裁	平 11.3.26 判決	労判 773-86	貸ビル業	管理人	契約の成立・解雇	労働契約性 肯定
江東運送 事件	東京地裁	平 8.10.14 判決	労判 706-37	運送業	守衛業務	契約の成立	労働契約性 肯定
京王企画 標識社 事件	大阪 地裁	平 7.3.23 決定	労判 684-103	看板作 成·設置 業	支店長(当 初、委託社 員)	契約の成立	契約性否定
大阪中央 郵便局 事件	大阪 地裁	平元.2,27 判決	労民集 42-5-737	郵便業	非常勤職員	期間満了雇止め	労働契約性 否定
堺市·堺 市教育委 員会事件	大阪 地裁	昭 <b>62</b> .12.3 判決	労判 508-17	公的教 育機関	学童保育 指導員	団交拒否の不 当労働行為性、 指導員の労働 者性	労組法上の 労働者性肯 定
壱光堂 事件	名古屋 地裁	昭 60.9.4 判決	判時 1176-79		倒産会社 従業員	倒産会社従業 員の被保険者 資格	健康保険法 上の被保険 者資格なし
岩手県社 会福祉事 業団事件	盛岡地裁	昭 58.6.29 決定	労判 418-68	県立社 会福祉 施設の 受託 経営	調理·洗濯 業務	民間委託に伴 う期間満了雇 止め	労働契約性 肯定
浪速衛生 事件	大阪 地裁	昭 55.6.14 決定	労判 343、 速報 カード 5	清掃業	ごみ収集 業務	解雇	労働契約性 肯定
浦野産業事件	東京地裁	昭 55.6.6 決定	労判 343、 速報 カード 7	清掃業	ビル清掃 業務	解雇	雇用契約性 肯定
下関 魚市場 事件	山口地 裁 下関 支部	昭 47.7.17 決定	労民集 23-4-455	鮮魚類 販売業	魚市場に 専属して 就業する 鮮魚選別 作業員	解雇の不当労 働行為該当性、 選別作業員の 労働者性	労働者性肯定
斎藤清次 事件	最高裁 第一 小法廷	昭 29.3.11 判決	刑集 8-3-240	接客娯楽業	接客婦	淫売を目的と する接客婦の 職業紹介は職 安法にいう「雇 用関係」に当た るか	「雇用関係」性肯定